平成２２年（フ）第４２号
北海道苫小牧市汐見町３丁目15番22号
債務者　株式会社小泉
代表者代表取締役　湯谷誠太郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壬生　賢哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５９号
岐阜市伊吹町１丁目21番地
債務者　株式会社美江寺
代表者代表取締役　野々村　隆
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
高知県高岡郡佐川町永野1660番地４
債務者　有限会社村上建材運送
代表者代表取締役　村上　昌彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午前11時30分
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３９５０号
東京都葛飾区亀有４丁目10番22号
債務者　株式会社東京ギフト商事
代表者代表取締役　増田　　主
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２１号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目１番２号
債務者　株式会社ゼット
代表者代表取締役　奥田　一雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　武司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４号
愛知県刈谷市松栄町２丁目15番地８
債務者　株式会社柿木設計
代表者代表取締役　柿木　良己
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　常彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目８番20号
債務者　株式会社尾崎酒店
代表者代表取締役　尾崎里恵子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９６号
神奈川県平塚市東真土４丁目３番14―207号
シュロハイツ
債務者　笠原　國隆
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１１号
神奈川県伊勢原市日向716番地
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４号
岡山市東区金岡東町２丁目14番14号
債務者　大場　啓正
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７号
岡山県高梁市東町1889番地
債務者　植田　忠良
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　律子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１号
岡山市北区田町１丁目２番24号
債務者　増本　好男
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
岡山市北区田町１丁目２番24号
債務者　増本　純三
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３号
岡山市北区田町１丁目２番24号
債務者　増本　　惠
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６号
大阪府松原市松ヶ丘４丁目２番10号　レオパレスハスネーラ207号室、住民票上の住所大阪府吹田市江坂町２丁目１番８―606号
債務者　尾崎　和樹
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
奈良県葛城市寺口768―１　安井稔方、住民票上の住所奈良県香芝市上中1044番地の14
債務者　安井　栄二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
4　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係